

「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」基本計画

イノベーション推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1)制度の目的

①政策的な重要性

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）において、技術シーズの迅速な事業化を促すため、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進することが謳われている。

また、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、新産業の創出や既存産業の高付加価値化、働く場の創出のために、地域イノベーションを促進することとしており、その方策として、「公設試等の「橋渡し」機能の強化を促すため、当該機能強化に取り組む公設試等（以下「橋渡し研究機関」という。）に対し各種助成等の重点化を図る。」こととされている。

そして、平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015においては、技術シーズの橋渡しを受けた地域企業が事業化を通じてグローバルに成長し、その収益が研究資金へ還元され、更なる技術シーズの創出につながる好循環の仕組み（イノベーション・サイクル）の構築を目指すとしている。

さらに、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」においては、地域イノベーションの推進のため、地域の中堅・中小企業に対し、技術シーズを有する橋渡し研究機関との共同研究の実施による新技術の実用化を促進するとされている。

加えて、平成29年6月2日に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2017」においては、オープンイノベーションを推進する仕組みの強化に向けた、人材、知、資金が結集する「場」の形成をはかることとしており、橋渡し機能の強化が期待される他の公的研究機関においても、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた橋渡しの戦略的取組を推進するとされている。

②我が国の状況

中堅・中小・ベンチャー企業（以下「中小企業等」という。）は、大企業が参入しないようなニッチマーケットなどにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されている。他方、中小企業等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそれのみでは不十分な状況もある。このため、中小企業等が、優れた技術シーズを有する研究機関から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業等が保有する技術を研究機関の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを促進していくことが重要である。また、橋渡し研究機関においても、このような取組により、一層の機能強化を図ることが重要である。

加えて、イノベーション創出に向けて、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化する必要があり、企業、大学、公的研究機関が、それぞれの競争力を高め産学官連携活動を本格化することが重要である。

③世界の取組状況

ドイツでは、ニッチマーケットで極めて高い世界シェアを獲得する地域の中堅・中小企業が多く存在する。これらの中堅・中小企業と、地域の研究機関や、大学等がネットワークを構築し、研究機関等が有する優れた基盤技術の中堅・中小企業に橋渡しすることによって、グローバル市場で競争優位を発揮できる技術力の獲得や実用化に結びつけている。

④本事業のねらい

本事業では、NEDOのミッションである「エネルギー・環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一貫として、中小企業等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、中小企業等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、自社の技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを促進する。加えて、上述のような取組をNEDOが支援することにより、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを促す。

また、実用化に向けては、ユーザーのニーズを詳細に把握し、これを踏まえた的確な研究開発の実施が極めて重要であるが、ユーザーサイドでの採用見通しが不明な状況等のもとで、サンプルを製作し、ユーザーに提供することは、多くの企業において極めて困難である状況に鑑み、サンプル

製作費用等を支援することにより、実証・用途開拓研究を促進する。

(2)制度の目標

①アウトプット目標

助成事業終了後、3年経過後の時点での実用化達成率を30%以上とする。また、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用した事後評価について、技術的成果、事業化見通し等を評価項目とし、6割以上が『順調』との評価を得る。

②アウトカム目標

本事業の取組により、革新的な技術を有する研究開発型中小企業等の創出・育成と、研究機関等の橋渡し機能の一層の強化を目標とする。

③アウトカム目標達成に向けての取組

NEDOは、橋渡し研究機関との共同研究を実施する地域の中小企業等への助成に加えて、有望案件の発掘・ブラッシュアップを行うとともに、展示会・ビジネスマッチング等の開催、関係機関への紹介等事業化支援ツールの活用も含め、シームレスな支援を実施する。

(3)制度の内容

①制度概要

実施項目1 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進

本事業では、中小企業等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、中小企業等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを支援する。加えて、上述のような取組をNEDOが助成することで、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを支援する。

実施に当たっては、橋渡し研究機関を確認（要件該当の確認）・公表するとともに、橋渡し研究機関の能力を活用して実用化開発を行う中小企業等から広くテーマを公募し、イノベーションの創出に貢献する優れた提案に対し助成する。

実施項目2 追加実証・用途開拓研究支援

中小企業等が実施する実用化を強力に加速するため、サンプル製作からユーザーによる評価、その結果のフィードバックまで一連の追加実

証・用途開拓研究に対して助成する。

②対象者

実施項目 1 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進

実施項目 2 追加実証・用途開拓研究支援

助成対象事業者は、実用化開発に取り組む中小企業等とする。なお、実施項目 1 については、橋渡し研究機関との共同研究を必須とする。

③実施期間

実施項目 1 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進

2 年以内

実施項目 2 追加実証・用途開拓研究支援

1 年以内

④事業規模等

実施項目 1 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進

・助成額

助成期間を通じて、1 億円以内（下限は 1, 5 0 0 万円）

・助成率

2 / 3 以内

実施項目 2 追加実証・用途開拓研究支援

・助成額

助成期間を通じて、1, 0 0 0 万円以内

・助成率

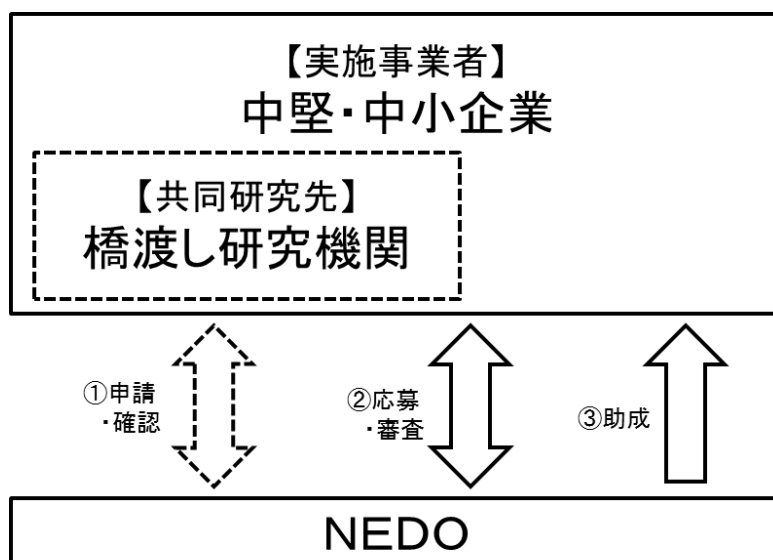
2 / 3 以内

2. 制度の実施方式

(1)制度の実施体制

実施項目 1 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進

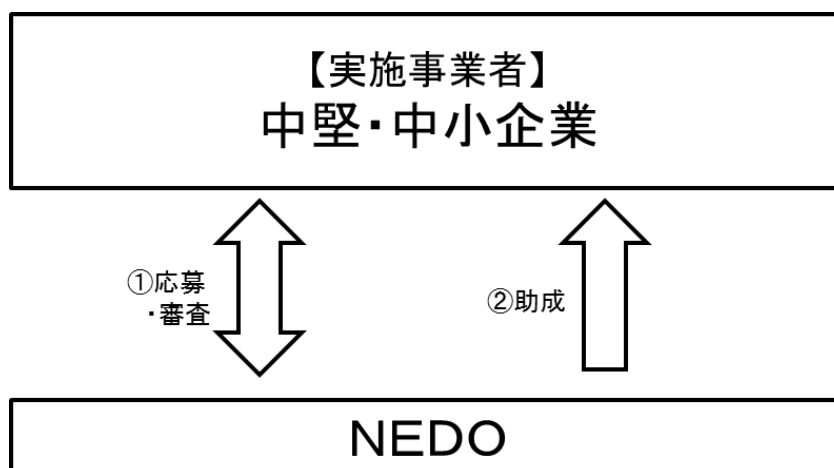
NEDO が公募により、実施事業者を選定し、助成する。共同研究先として、NEDO が確認を行った橋渡し研究機関の参画を必須とする。



- ①NEDO は、橋渡し研究機関からの確認申請を受け付け、確認要件の充足を確認する。
- ②NEDO は、中小企業等を公募し、審査し、採択決定を行う。
- ③NEDO は、中小企業等に対し、交付決定を行う。

実施項目 2 追加実証・用途開拓研究支援

NEDO が公募により、実施事業者を選定し、助成する。



- ①NEDO は、中小企業等を公募し、審査し、採択決定を行う。
- ②NEDO は、中小企業等に対し、交付決定を行う。

(2)制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有する NEDO は、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。具体的には以下の事項について運営管理

を実施する。

①公募・採択

- 1)ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。公募に際しては、NEDO のホームページ上に、原則、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- 2)NEDO 外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の意見も参考に、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。
- 3)公募締切から原則 70 日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- 4)採択案件については、申請者、テーマの名称等を公表する。
- 5)選定結果の公開と不採択候補者に対する理由の通知を行う。

②評価

NEDO は、政策的観点から、研究開発成果の有効性（技術評価）及び事業化に対する有効性（事業化評価）について、外部有識者による厳正な評価を適時適切に実施する。また、事業終了後に事後評価を実施する。

なお、評価の実施時期については、当該技術シーズに係る技術動向、政策動向や当該技術開発の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直しを行うものとする。

3. 制度の実施期間

平成27年度から平成32年度まで実施する。

4. 制度評価に関する事項

NEDO は、技術評価実施規程に基づき、技術的・政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。

評価の時期は、中間評価を平成29年度、事後評価を平成33年度とし、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直しするものとする。

また、制度評価結果を踏まえ必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1)制度基本計画の変更

NEDO は、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2)根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第3号及び第9号

6. 基本計画の改訂履歴

平成27年4月 制定

平成27年5月 文言、体裁等の修正による一部改訂

平成28年3月 「1. 制度の目的・目標・内容（1）制度の目的」を一部追記及び修正による一部改訂

平成29年4月 文言、体裁等の修正による一部改訂

平成30年2月 「1. 制度の目的・目標・内容（1）制度の目的」を一部追記及び「3. 制度の実施期間、4. 制度評価に関する事項」の時期変更による一部改訂